33. 32の規定により課される措置は、関係加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されないことを決定する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、委員会によって指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知されている場合

34. 加盟国は、上記32の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

35. 上記32の規定の措置は、指定された個人又は団体が、そのような個人又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が直接又は間接に32の規定により指定された個人又は団体が支払いを受け取るものではないと決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の十作業日前までに通知がなされる場合に限る。

36. 上記30及び32の規定に含まれる措置は、暫定合意を脅かし若しくは侵害する行為を含め、中央アフリカ共和国における平和、安定又は治安を損なう行為、又は自由で公正な民主的選挙に向けた移行を含む政治移行プロセスを脅かし若しくは妨害する行為、又は暴力を助長する行為に関与し又は支援を提供しているとして、委員会により指定された個人及び団体に適用されることを決定する。

37. この関連で、30及び32の規定に含まれる措置は、委員会により指定される以下の個人及び団体に適用されることを更に決定する。

(a) 決議第二千百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された武器禁輸に違反する行為を犯した者、又は、中央アフリカ共和国の武装集団若しくは犯罪ネットワークに対して直接若しくは間接の供給、販売若しくは移転を行った者、又は、中央アフリカ共和国における武装集団若しくは犯罪ネットワークの違反行為に関連する資金調達及び資金支援を含む、武器若しくは関連物資若しくは技術的助言、訓練若しくは支援を受け取った者

(b) 関連する国際人権法若しくは国際人道法に違反する行為、又は、性的暴力、文民を標的にした攻撃、民族若しくは宗教に基づく攻撃、学校と病院に対する攻撃、並びに誘拐及び強制移送を含む、中央アフリカ共和国における人権侵害行為の計画、指示若しくは実行に関わった者

(c) 適用可能な国際法に違反して、中央アフリカ共和国において紛争下で児童を兵士として徴用又は利用した者

(d) 中央アフリカ共和国において、ダイヤモンド、野生生物及びその製品を含め、天然資源の不法な開発を通じて武装集団又は犯罪組織に対する支援を提供した者

(e) 中央アフリカ共和国に対する人道支援の提供、又は、中央アフリカ共和国における人道支援へのアクセス若しくは配布を妨げた者

(f) 国連ミッション又はBINUCA、MISCA、欧州連合の軍事行動及びこれらを支援する他の部隊を含む国際治安行動に対する攻撃を計画、指示、支援又は実行する者

(g) この規定又はこの決議36の規定に従って委員会が指定する団体の指導者、これらの団体に対して支援を提供し、又はその代理として若しくはその指示により行動する者

38. 中央アフリカ共和国の政界の要人の中には、中央アフリカ共和国における文民に対する暴力及び深刻な人権侵害を計画するアンチ・バラカ及びセレカに対する支援及び指示を行う者がいるとの報告に対して深い懸念を表明し、これらの人物及びその他の全ての者が直ちにこのような行為を停止することを要請し、委員会に対し、これらの者がこの決議36及び37の規定に掲げる行為に関わっている場合には制裁の対象として指定することを緊急の問題として検討するよう指示する。

39. 中央アフリカ共和国の政治的な人物―フランソワ・ボジゼ及びヌールッディーン・アダムといった前ボジゼ政権及び前ジョトディア政権の幹部を含む―に対し、文民に対するあらゆる攻撃を停止することを自らの支持者に求めるよう要請する。

40. 決議第二千百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された武器禁輸及び55の規定により導入された措置はこの決議の採択から一年間延長されることを決定し、決議第二千百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された措置は欧州連合の軍事行動が使用し又はこれを支援することのみを意図した物資には適用されないことを決定する。

41. 委員会の任務はこの決議により課される措置に関して適用されること、並びに、決議第二千百二十七号（二千十三年）59の規定に従って設立された専門家パネルの任務はこの決議の採択の日から一年間延長されるとともに、専門家パネルの任務には、指定された個人及び団体並びに上記36及び37の規定における指定基準に合致する個人及び団体に関する情報の提供により委員会を支援することを含めること、並びに、書面による正式な報告書に、指定される可能性のある者の氏名、適切な人定情報及び当該個人又は団体が36及び37の規定における指定基準に合致する理由を含めることを決定する。

42. 全ての加盟国に対し、この決議の採択後九十日以内に、決議第二千百二十七号54の規定並びにこの決議30及び32の規定を効果的に実施するためにとった措置を報告することを要請する。

中央アフリカ共和国における欧州連合軍事行動の任務

43. 中央アフリカ共和国において、欧州連合が、二千十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡（S／二〇一四／四五）で言及されているとおり軍事行動を行うことを承認する。

44. 欧州連合の軍事行動が、限られた能力及び配備地域の範囲内で初期展開から、及び完全な軍事行動の能力の宣言から六ヶ月間、全ての必要な措置をとることを承認する。

45. 欧州連合に対し、中央アフリカ共和国における当該任務の実施について理事会に報告し、その報告を、決議第二千百二十七号32の規定で言及されているアフリカ連合による報告と調整することを要請する。

46. 中央アフリカ共和国の近隣諸国を含む加盟国に対し、特に、欧州連合の軍事行動のための車両と部品を含む全ての人員、装備、支給、物資又はその他の物品を妨害又は遅滞なく、中央アフリカ共和国に移送することを促進することにより、欧州連合の行動を支援するための適切な措置をとることを要請する。

47. 中央アフリカ共和国の暫定当局に対して、欧州連合の軍事活動を立ち上げるために、可能な限り早期に、地位協定を締結することを招請する。

48. 中央アフリカ共和国における全ての軍隊が、その任務を執行しつつ、中央アフリカ共和国の主権、領土保全及び統一を十分に尊重し、適用可能な国際人道法、人権法及び難民に関する法律を完全に遵守して行動することの必要性を強調し、この関連で、訓練の重要性を想起する。

49. 国連事務総長に対し、この決議の採択後九十日毎にBINUCAによる任務実施状況を安全保障理事会に報告することを要請する。

50. この問題に引き続き関与することを決定する。